

千葉県  
肝炎対策推進計画

令和4年10月

# 目 次

I	はじめに	2
II	計画期間	3
III	本県の肝炎対策等の状況	4
IV	基本的な考え方	9
V	実施事業	10
	1 啓発支援事業	11
	2 検査促進事業	15
	3 医療推進事業	18
VI	目標	21

## I はじめに

千葉県では、平成18年度から、各保健所（健康福祉センター）においてB型・C型肝炎ウイルス検査の無料検査を実施するとともに、平成20年度からは、肝炎治療特別促進事業として、インターフェロン治療への医療費助成事業を開始し、肝炎ウイルス感染者の早期発見、早期治療のための体制の充実に努めてきたところです。

また、ウイルス性肝炎患者が適切な診断・治療が受けられるよう、肝疾患診療連携拠点病院である千葉大学医学部附属病院（以下「拠点病院」という。）を中心とした「千葉肝疾患診療ネットワーク」を構築するなど、千葉県肝炎対策協議会（現「千葉県感染症対策審議会肝炎対策部会」）における意見を基に、肝炎対策を進めてきました。

この間、平成22年1月に施行された肝炎対策基本法に基づき、肝炎患者等を早期に発見し、肝炎患者が安心して治療を受けられる社会を構築するために、国、地方公共団体が取り組むべき方向性を示し、肝炎対策のより一層の推進を図るため、「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」（基本指針）が平成23年5月に国から示されました。昨今では、患者支援が充実されるとともに、自治体による受検、受診及び受療の促進に向けた取組が一定の効果を上げてきた一方で、肝炎ウイルス検査及び肝炎医療の均てん化（地域によってかたよりのないよう、等しく向上させること）を一層推進すべきであること、国民の肝炎に関する理解や知識が十分でないことなどが課題となっており、この指針は令和4年3月に改正されました。

千葉県肝炎対策推進計画（以下「本計画」という。）は、国の基本指針を踏まえ、千葉県・千葉市・船橋市・柏市（以下「県等」という。）が一体となり、市町村、拠点病院、国立研究開発法人国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）、医療機関、医療関係団体等と連携して、本県における肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とした肝炎対策の一層の推進が図られるよう策定するものです。

## II 計画期間

計画期間を、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までとします。本計画は、国の基本指針に合わせ、5年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには、改正を行うこととしますが、肝炎をめぐる状況の変化や目標の設定、又は達成状況に応じ、策定から5年を経過する前であっても必要があるときは、他の計画との連携をしながら本計画に検討を加え、改正するものとします。

また、本計画に定められた取組の状況は、千葉県感染症対策審議会肝炎対策部会に定期的に報告することとします。

### Ⅲ 本県の肝炎対策等の状況

#### 1 肝炎ウイルス感染者数の推計

令和元年度厚生科学研究費補助金肝炎等克服緊急対策研究事業報告書より、全国の感染者数を推計し、国と本県の人口比で千葉県内の感染者数を推計すると、次のようになります。

	全 国	千葉県
B型肝炎ウイルス	110～120万人	5.5～6万人
C型肝炎ウイルス	90～130万人	4.5～6.5万人

#### 2 肝炎患者数の推計

令和2年患者調査より全国の患者数を推計し、国と本県の人口比で千葉県内の患者数を推計すると次のようになります。

	全 国	千葉県
B型肝炎ウイルス	19万人	1万人
C型肝炎ウイルス	30万人	1.5万人

#### 3 肝がんによる死亡者数

人口動態統計では、肝臓がんによる死亡者数は次のとおりとなっており、その8割以上がB型・C型ウイルス性肝炎によるものと推計されます。

年次	全 国	千葉県
令和元年	25,264人 (4.0)	1,089人 (3.7)
平成30年	25,925人 (4.2)	1,115人 (3.7)
平成29年	27,116人 (4.6)	1,193人 (4.3)

※カッコ内は肝がん死亡率（悪性新生物部位別75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対））

#### 4 県内での肝炎ウイルス検査数

県内での肝炎ウイルス検査は、市町村の健康増進事業における検診や保健所及び県が委託する医療機関での無料検査などで実施しています。

肝炎ウイルス検査数（過去5年間及び計画策定からの累計）

	年度	検査数	陽性者数	陽性率
健康増進事業	H28	140,375	590	0.42%
	H29	159,463	626	0.39%
	H30	182,078	664	0.36%
	R1	149,772	498	0.33%
	R2	122,220	377	0.31%
	H24からの累計	1,311,173	5,651	0.43%
保健所	H28	4,990	26	0.52%
	H29	5,607	27	0.48%
	H30	5,410	10	0.18%
	R1	4,995	21	0.42%
	R2	390	4	1.02%
	H24からの累計	46,031	203	0.44%
委託医療機関	H28	564	9	1.59%
	H29	427	3	0.70%
	H30	710	8	1.12%
	R1	496	8	1.61%
	R2	516	3	0.58%
	H24からの累計	5,313	62	1.16%

## 5 肝炎治療医療費助成事業の受給者認定状況

本県では、平成20年4月から、インターフェロン治療の受給者認定を開始し、平成22年から核酸アナログ製剤治療、平成26年からインターフェロンフリー治療の受給者認定を追加し、事業開始から令和3年3月までに、延べ44,271人の認定を行いました。

肝炎治療医療費助成事業 受給者認定状況（助成開始より13年間で）

年度	インターフェロン治療	インターフェロンフリー治療	核酸アナログ製剤治療	認定総数
H20	1,761			1,761
H21	1,529			1,529
H22	1,420		1,519	2,939
H23	997		1,313	2,310
H24	930		1,595	2,525
H25	841		1,828	2,669
H26	679	883	2,098	3,660
H27	64	4,024	2,375	6,463
H28	19	2,066	2,629	4,714
H29	9	1,395	2,683	4,087
H30	8	1,176	2,812	3,996
R1	8	885	2,850	3,743
R2	4	654	3,217	3,875
合計	8,269	11,083	24,919	44,271

(人)

※人数は認定数の延べ人数

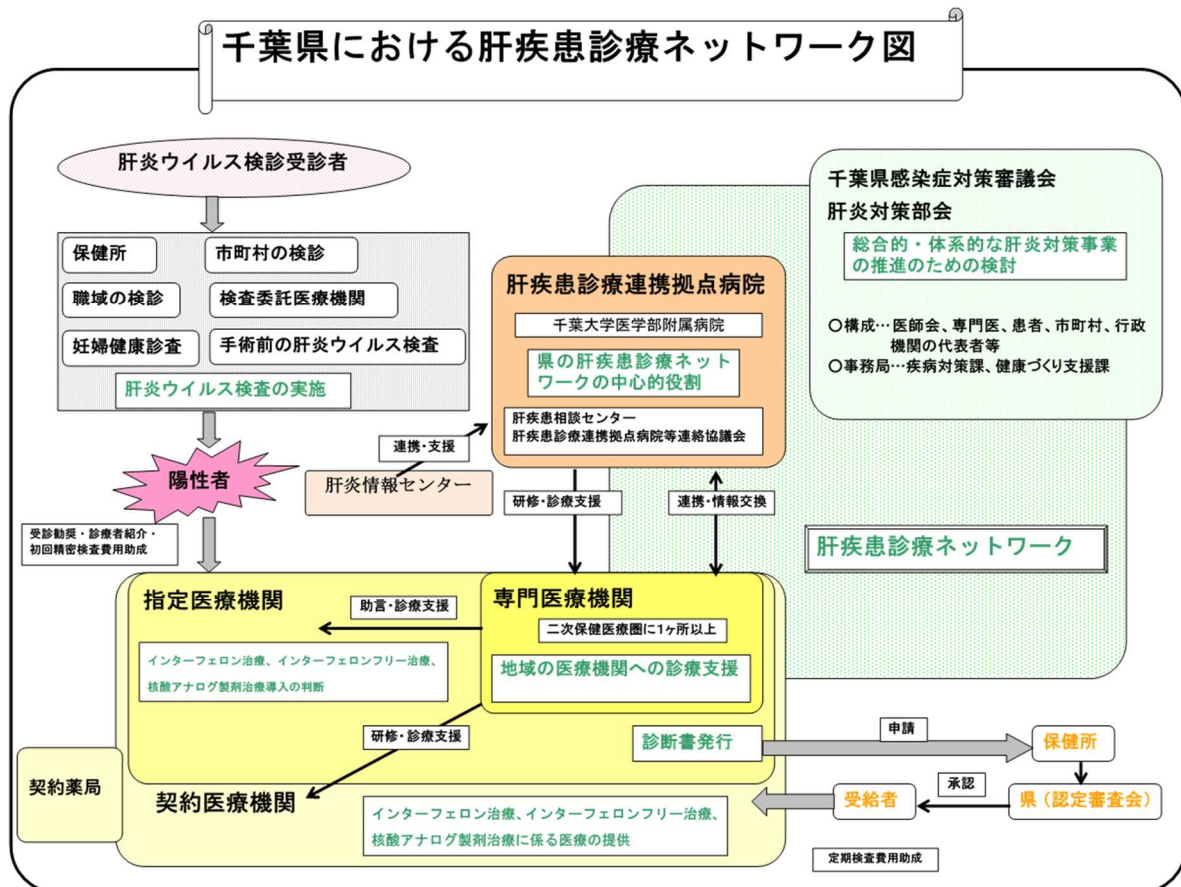
## 6 千葉肝疾患診療ネットワーク

本県では、感染が判明し、治療が必要となったときに、適切な医療が受けられるよう、平成20年4月から「千葉肝疾患診療ネットワーク」を構築しました。

このネットワークでは、拠点病院を中心に、地域の医療機関への診療支援を行う専門医療機関、診断書記載医療機関としての指定医療機関及び治療を行う契約医療機関を置いています。

拠点病院は、「千葉肝疾患診療ネットワーク」の中心的な役割を果たす医療機関として、県や市町村と協力し、他の専門医療機関や指定医療機関と連携を図り、肝炎患者等が地域で良質かつ適切な肝炎医療を受けられる環境を整備するよう取り組みます。

また、県は国や肝炎情報センターとともに、拠点病院の取組に対して必要な支援を行います。





## 7 相談・支援体制

本県では、患者支援事業として千葉大学医学部附属病院に肝疾患相談センターを設置し、患者・感染者・家族等からの肝疾患に係る相談を受け付けています。

## 8 千葉県感染症対策審議会肝炎対策部会

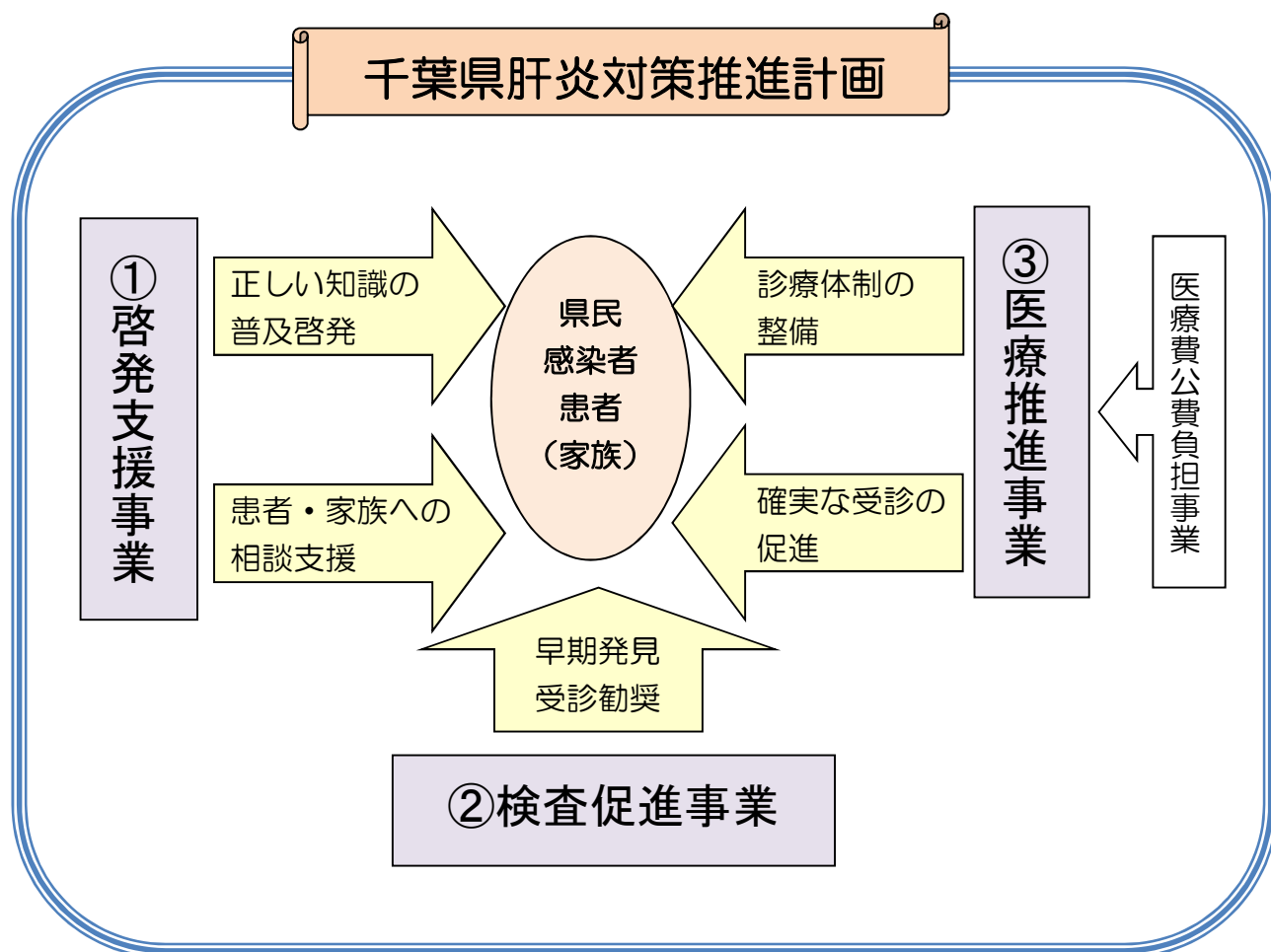
本県では、肝炎対策に係る事業を総合的に推進するために、千葉県感染症対策審議会肝炎対策部会を設置し、肝炎対策の実施状況を確認するとともに、必要な対策を検討しています。

## IV 基本的な考え方

肝炎患者等を含めた県民の視点に立ち、県民の理解を深め、肝炎患者等を含む関係者の協力の下、関係機関が連携して、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組みます。

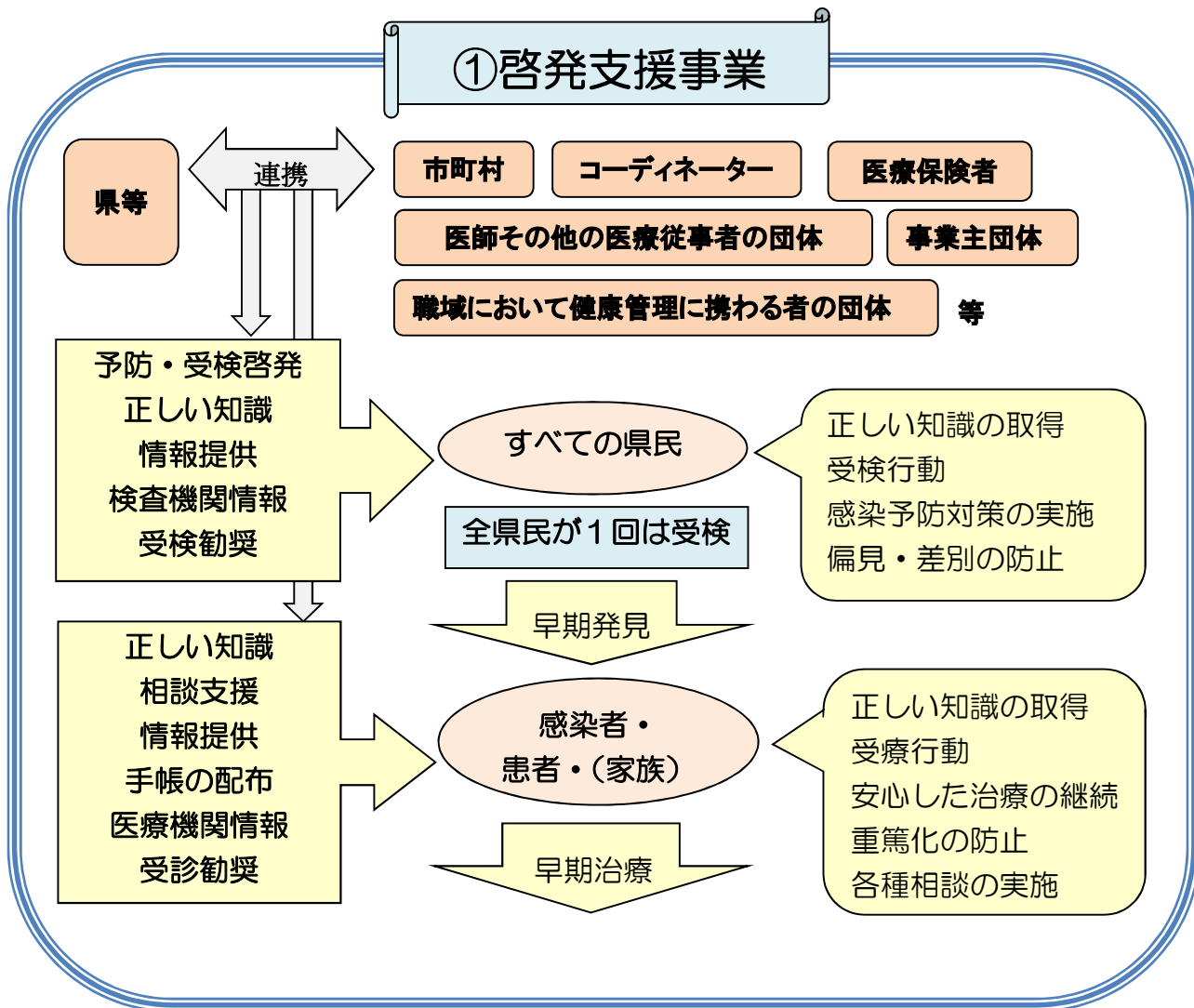
また、県は国、市町村、医療関係者等と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進等の肝炎総合対策を推進することにより、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことも目標とします。

## V 実施事業



肝炎患者等を含む関係者の協力の下、関係機関が連携して目標の達成を目指し、感染者を含むすべての県民に向けた肝炎に関する啓発支援事業や全県民が1回は肝炎ウイルス検査を受検し、陽性者を治療まで繋げる体制等を整備する検査促進事業、肝炎患者へ適切な医療を提供できる体制を整備する医療推進事業に取り組みます。

# 1 啓発支援事業



肝炎に関する正しい知識の普及啓発を進め、早期発見・早期治療を図るとともに、患者等への相談支援体制を整備します。

また、正しい知識の普及を進めることで、患者等が不当な差別を受けることなく安心して暮らせる環境づくりを目指します。

## (1) 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発

県民一人一人が自らの肝炎ウイルスへの感染の有無を把握し、予防や治療の必要性を認識するよう、肝炎についての正しい知識について、厚生労働省のQ&A等を活用し、ポスター・リーフレット等の配布やさまざまな媒体を利用して、更なる普及啓発に取り組みます。

また、肝炎患者等に対する不当な差別を解消するためにも、感染経路等についての正しい知識の普及に努めます。

### ① 肝炎デー、肝臓週間に連携した普及啓発

県等は、全ての県民に対し、肝炎ウイルス検査の必要性や肝炎に係る正しい理解が進むよう、毎年7月の世界肝炎デー、日本肝炎デー及び肝臓週間において、肝炎に関する集中的な普及啓発を行う等の取組を推進します。

あわせて、国や市町村と連携し、医療関係者、肝炎患者等の協力も得ながら、若者や高齢者といった年代に応じて手法を変えるなど、効果的な普及啓発を行います。

### ② 予防のための普及啓発

県等は、近年、我が国における感染事例の報告がある急性B型肝炎（ジェノタイプA）は、成人期の感染であっても慢性化することが多いとされていることに鑑み、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、ピアスの穴あけ及びいわゆるアートメイク等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為について、市町村と連携し、正しい知識と理解を深めるための普及啓発を推進します。

### ③ ワクチン情報の提供

県は、県民へ市町村が実施する予防接種法によるB型肝炎の定期接種に関する情報提供を行います。また、県等は、医療従事者等の感染のリスクの高い集団等への、B型肝炎ワクチンの有効性、安全性等に関する情報提供を行います。

#### ④ 受診勧奨に必要な知識の普及啓発

県等は、肝炎患者等への受診勧奨を行うため、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、職域において健康管理に携わる者の団体、事業主団体等の協力を得て、肝炎の病態、知識や肝炎医療に係る制度について、ポスター、リーフレットや各種広報媒体等を活用し、市町村、千葉県肝炎医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）と連携し幅広く普及啓発を行います。

### (2) 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実

肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安や、肝炎患者等に対する不当な差別等、精神的な負担に直面することの多い肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行います。

#### ① 肝疾患相談センターの周知

県等は、拠点病院（千葉大学医学部附属病院）に設置されている肝疾患相談センターを広く周知します。

○千葉肝疾患診療ネットワーク相談センター

043-226-2717

（月～金曜日、午後2時～5時）

#### ② 患者・家族と医療従事者のコミュニケーション

県等は、肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するため、肝炎患者等及びその家族等と、医師を始めとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供します。

#### ③ 患者・家族等による相談

県は、同じ経験を有する肝炎患者・家族等が相談に応じる体制を整備します。

#### ④ 人権相談窓口の周知

県は、肝炎患者等が、不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、正しい知識の普及に努めます。

更に、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合に備えて、市町村と連携し、法務省の人権擁護機関の人権相談窓口の周知を図ります。

(人権相談窓口)

○千葉地方法務局人権擁護課

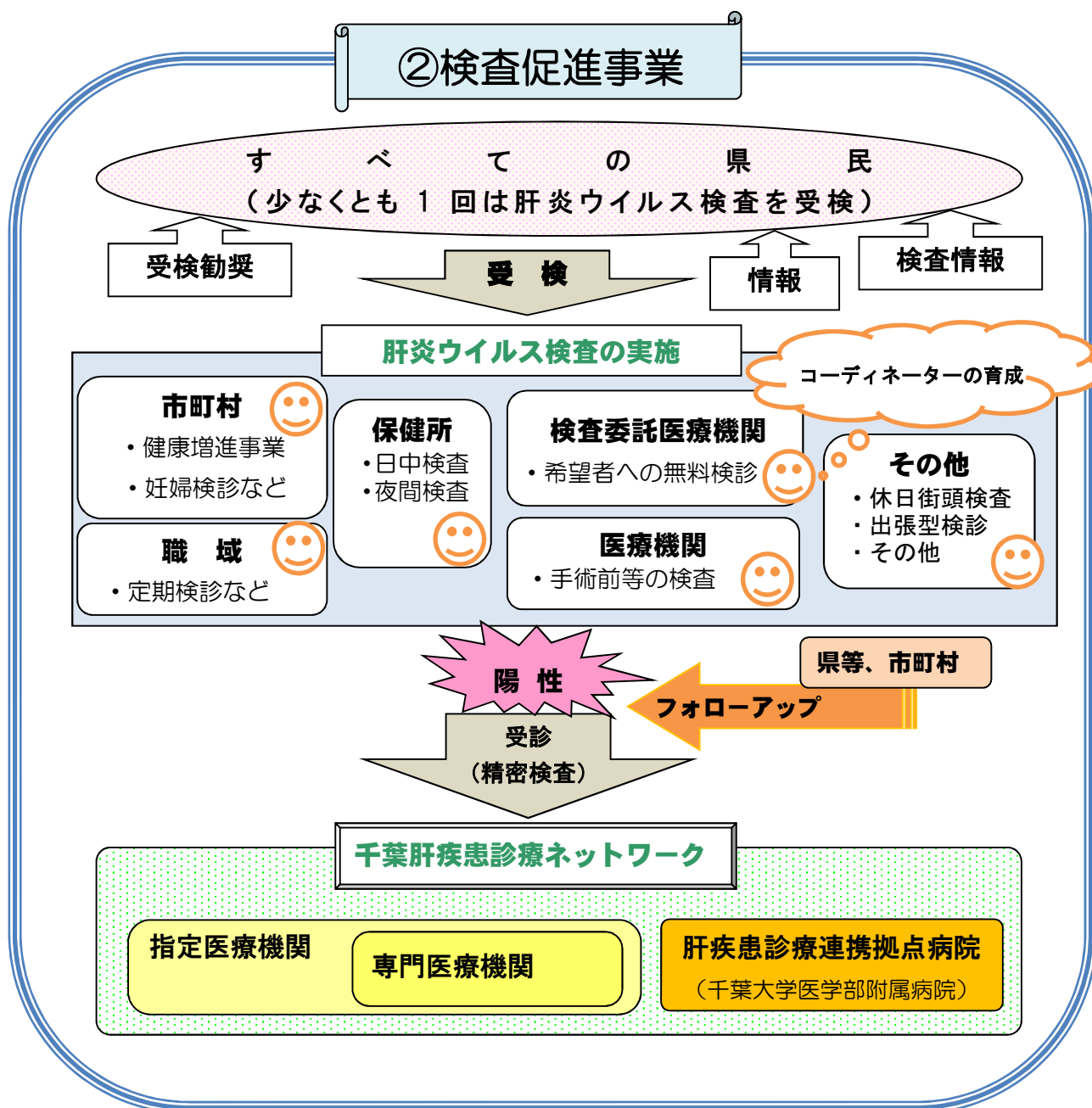
千葉市中央区中央港1-11-3

人権相談ダイヤル

0570-003-110

(月～金曜日、午前8時30分～午後5時15分)

## 2 検査促進事業



全ての県民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが可能な肝炎ウイルス検査体制を整備するとともに、受検に関する働きかけを進め、県民全てが受検し、陽性者を治療まで繋げることを目指します。



## (1)検査体制の整備

### ① 保健所

県等は、保健所で行われている検査について、即日検査や夜間検査などの実施を検討し更なる充実を図ります。

### ② 検査委託医療機関

県等は、医師会と連携し、医療機関における検査体制の更なる充実を図り、肝炎ウイルス検査の均てん化を目指します。

### ③ その他

県等は、受検機会を拡大し、全ての県民が受検できるよう、休日街頭検査や出張型検診(出前検診)の実施など検査体制の整備を図ります。

## (2)受検勧奨の促進

### ① 市町村における受検勧奨

県は、市町村に対して、健康増進事業に基づき実施している肝炎ウイルス検査について、更なる受検促進を図るため、年齢制限を設けずに個別勧奨を行うことなどを働きかけます。

### ② 労働者に対する受検勧奨

県は、国と相互に協力して、肝炎ウイルス検査の受検について、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者を通じ、職域において受検勧奨が行われるような取組を図ります。また、検査結果についてはプライバシーに配慮して扱うよう、併せて働きかけます。

### ③ 医療機関による説明

県等は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果や検査費用助成制度について、受検者に適切に説明を行うよう依頼します。

### (3)陽性者フォローアップ

#### ① フォローアップ

県は、市町村と連携して、フォローアップ体制の整備に取り組み、検査結果が陽性である者の早期かつ適切な受診を確実に促します。

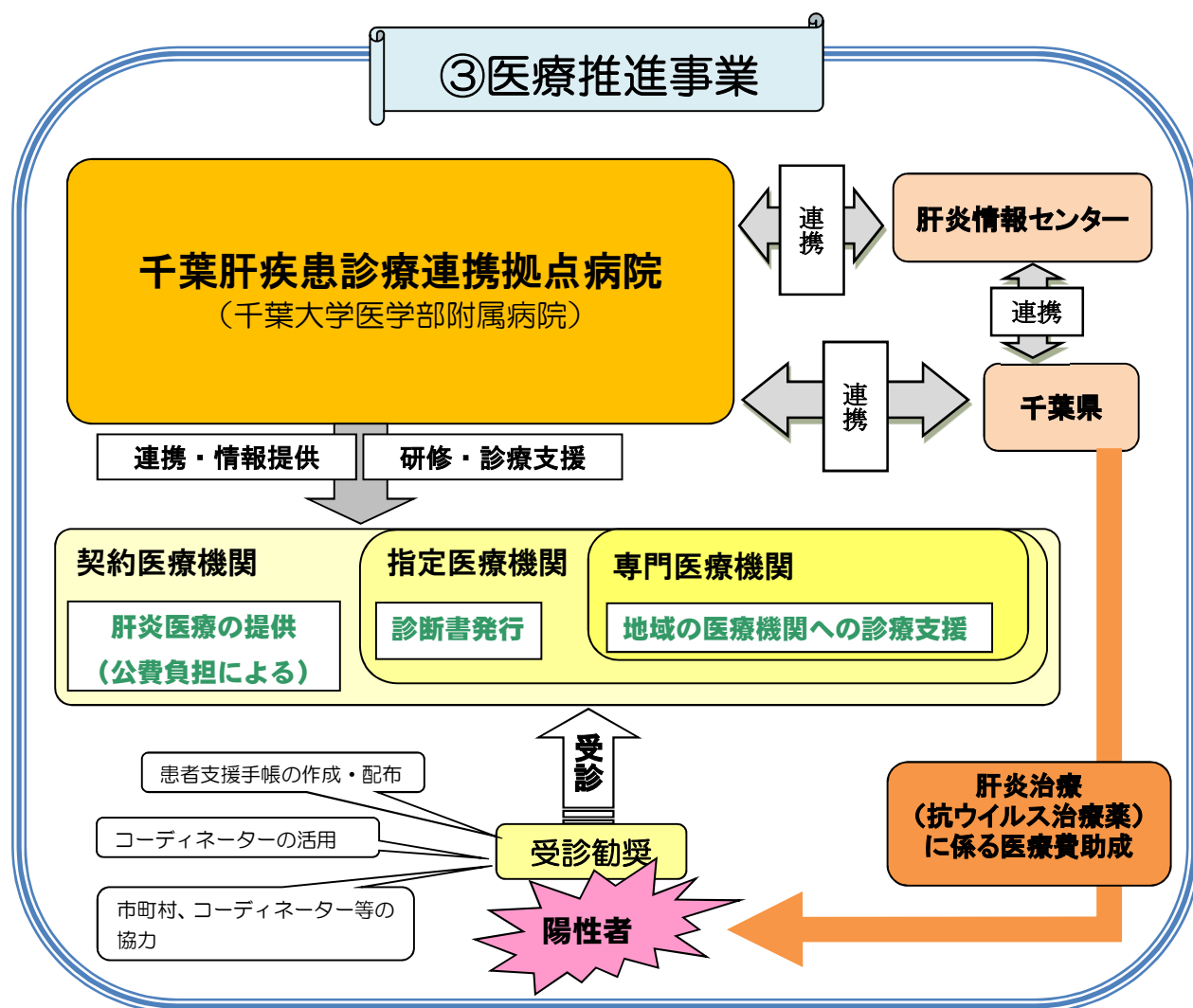
あわせて、フォローアップ事業参加同意者等の精密検査受診率の把握に努めます。

#### ② コーディネーター

県は、拠点病院、肝炎情報センターと連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進めるコーディネーター等の人材の育成に取り組みます。コーディネーター養成のための研修会の受講機会を拡大することで、新規のコーディネーターの増加、既存のコーディネーターの継続率の向上を目指します。また、肝炎ウイルス検査の必要性や肝炎に関する正しい知識などの情報をコーディネーターから発信できるよう、研修内容を充実させることも目指します。

あわせて、養成したコーディネーターの活躍を推進するため、活動の支援を行います。

### 3 医療推進事業



肝炎ウイルスに対する抗ウイルス療法は日々進歩しており、適切な医療を受けることで、ウイルスの増殖を抑えることや、ウイルスを体内から排除することが可能となってきています。

肝硬変や肝がんといったより重篤な病態への進行を予防し、または、遅らせ、更には二次感染の拡大防止にもつなげるために、今後も検査結果が陽性になった者への確実な受診の促進、インターフェロンフリー治療の推進等による医療水準の向上、患者の医療費負担の軽減などに取り組みます。

## (1) 確実な受診の促進

### ① コーディネーター

精密検査の結果、陽性であった方に対して、早期かつ適切な受診を促すため、コーディネーターを活用していきます。

### ② 肝炎患者支援手帳

県は、肝炎患者等に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するため、肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた手帳等を全ての患者に配布します。

## (2) 診療体制の整備

### ① 診療連携体制の強化

県等は、全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎治療を受けることができるよう肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会と連携し、肝炎医療の均てん化に資する千葉肝疾患診療ネットワークの更なる強化を図ります。

### ② 肝炎専門医療従事者等に対する研修の実施

県等は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患に係る肝炎医療の水準の向上等を図るため、医療従事者等への研修を実施します。

また、研修をさらに充実させるため、より効果的な実施方法等について検討します。

### ③ 肝炎医療費助成制度等の活用の推進

県は、患者の医療費負担を低減し効果的な医療を継続することができるよう、市町村やコーディネーター等の協力を得ながら引き続き抗ウイルス療法に対する肝炎医療費助成制度等の活用を推進します。

また、肝炎及び肝がんの患者が利用できる助成制度等についてのポスターやリーフレットを医療機関等へ配付し、医療費助成制度等の周知を図ります。

### ④ インターフェロンフリー治療の推進

県は、C型肝炎ウイルスを高い確率で体内から排除できるインターフェロンフリー治療をより多くのC型肝炎患者が選択できるよう推進するため、拠点病院等と連携し、治療のために必要な診断書を作成できる医師の条件を緩和する等の取組を実施します。

## VI 目標

本計画では、以下に掲げる目標を達成することを目指します。

### ・肝炎ウイルス検査数（県、市町村実施分）

年間に、150,000件の検査を実施します。

※肝炎ウイルス検査数：B型とC型の検査数の合計

（参考：令和2年度検査数 123,134件）

### ・肝炎ウイルス陽性者の医療機関受診（精密検査受検）率 （県、市町村実施分）

令和8年度までに、県の重症化予防事業（保健所及び検査委託医療機関における検査）及び市町村の健康増進事業による肝炎ウイルス陽性者が医療機関を受診した割合を60%以上とします。

### ・指定医療機関における肝炎医療コーディネーター配置率

令和8年度までに、肝疾患指定医療機関（令和4年2月時点で235医療機関）に一人以上の肝炎医療コーディネーターが配置されるよう養成します。

### ・肝がん75歳未満年齢調整死亡率（人口10万対）

B型・C型ウイルス性肝炎から肝がんへの移行者を減少させることで、令和8年度までに、人口10万人対の肝がん75歳未満年齢調整死亡率を3.5未満に減少させます。

（参考：令和2年度死亡率 3.7）

平成24年4月 制定

平成29年4月 一部改定

令和4年10月 一部改定